様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　7月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ちょうししんようきんこ  　一般事業主の氏名又は名称　　銚子信用金庫  （ふりがな） もりやま　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 　森山　博志  住所　〒288-8686  銚子市双葉町5-5  法人番号　6040005012551  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「銚子信用金庫のDX戦略」 | | 公表日 | 2025年　6月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：銚子信用金庫ホームページにて公表  http://www.choshi-shinkin.co.jp/  　　　 news/2025/files/DXsenryaku.pdf  ➢ごあいさつ（2ページ目）  ➢中期経営計画(2024～2026)「Shinkinng2030セカンド」　(4ページ目)  ➢銚子信用金庫のDXビジョンと3つの柱　(5ページ目) | | 記載内容抜粋 | 「銚子信用金庫のDX戦略」  ➢ごあいさつ  　当金庫はDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、多様化・複雑化するお客さまのニーズや課題に対し、表面的な支援にとどまらず、より深度ある支援を実践できるよう、態勢整備に努めてまいります。あわせて当金庫職員が、「しあわせに、いきいきと働く」ことで、より価値の高いサービスの提供を行うことができる職場環境の整備にも努めてまいります。  ➢中期経営計画(2024～2026)「Shinkinng2030セカンド」  　課題解決サポート体制を“ちょうししんきんならでは”の課題解決プラットフォームへと進化させ、最も身近な「ファーストアドバイザー」として、お客さま・地域の課題解決に貢献し、圧倒的な信頼を獲得する。  ➢銚子信用金庫のDXビジョンと3つの柱  　データとデジタル技術の積極的な利活用により、CX（お客さま体験価値）、EX（職員体験価値）を高め、活力あふれる地域・組織を創造する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年6月2日、常勤会(経営に関する重要事項の審議・決議機関)の承認を得て、理事会(最終意思決定機関)にて決定される。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「銚子信用金庫のDX戦略」 | | 公表日 | 2025年　6月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：銚子信用金庫ホームページにて公表  http://www.choshi-shinkin.co.jp/  　　　 news/2025/files/DXsenryaku.pdf  ➢「3つの柱」①お客さま視点のDX　（7ページ目） | | 記載内容抜粋 | ➢「3つの柱」①お客さま視点のDX  (ア)非対面チャネルの拡充  　　WEB完結型ローンの拡充、WEB広告の利活用、バンキングアプリの導入検討  (イ)営業店窓口の利便性向上  　　窓口支援システムの導入、届出書類のデジタル化  (ウ)データドリブンな提案活動の展開  　　BIツールの導入・活用、AIの活用検討  (エ)事業者のデジタル化支援の強化  　　HP作成サポート、補助金活用サポート、専門家派遣  (オ)SNS等での情報発信の強化  　Instagram、Facebook、しんきんDirectによる情報発信  【補足：具体的方針(非公開内容)】  バンキングアプリ等デジタルサービスの展開を通じてお客さまの様々なライフスタイルへの対応が可能となり、利便性が向上する。また窓口支援システム等サブシステムの導入によって業務効率化が図られ、お客さまと接する時間が増加し、問題解決サポートに注力することが出来る。  各種データや営業活動等で得た情報を、BIツールによって連結させることにより、新たなニーズが発見でき、お客さまにとって有益な提案が可能となる。合わせてSNS等でタイムリーな情報提供を行っていくことで、顧客サービスの向上が図れる。  地方中小事業者においては、デジタル人材の確保が難しく、遅れがちとなってしまうデジタル化に対して、支援を強化していく。  問題解決サポート体制を“ちょうししんきんならでは”の課題解決プラットフォームへ進化させ、最も身近に相談できる「ファーストアドバイザー」として、お客さま・地域の課題解決に貢献し、圧倒的な信頼を獲得する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年6月2日、常勤会(経営に関する重要事項の審議・決議機関)の承認を得て、理事会(最終意思決定機関)にて決定される。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ➢「3つの柱」③人材育成と体制整備（9ページ目） | | 記載内容抜粋 | ➢「3つの柱」③人材育成と体制整備  (ア)全職員のデジタルリテラシー向上  　　全職員向けの勉強会の実施、Selsの活用  (イ)デジタル化支援人材の育成  　　金融リテラシーとデジタルリテラシーを併せ持つ  人材の育成  (ウ)専門スキル保有人材の育成  　　システム運用・管理・構築、プロジェクト管理を  担う人材の更なるスキルアップおよび育成  (エ)リソースの全体最適化  　　システム投資にかかる組織横断的な検討、システム  投資計画の策定  (オ)専門部署の創設  　　業務変革推進室の設置  DX戦略を確実に進めていくため、部門横断的な対応が可能となる部署として、理事長直轄となる「業務変革推進室」を新設した。DX・BPRの推進を専属で担当する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ➢「3つの柱」②業務プロセスの変革（8ページ目） | | 記載内容抜粋 | ➢「3つの柱」②業務プロセスの変  (ア)ペーパーレス化の促進  　　Webデータベースの導入、庫内ネットワークの無線と  デバイスの整備  (イ)融資関連業務のデジタル化  　　融資稟議システムの導入、融資関連システムの  一元化  (ウ)業務の本部集約化と自動化  　　業務フローの見直し、RPAの活用  (エ)点在するデータの統合と活用  　　BIツールの導入・活用  (オ)社内知の蓄積と活用  　　チャットボットまたは生成AIの導入・活用  【補足：具体的方針(非公開内容)】  WEBデータベースや融資稟議システムの導入により、業務の本部集中化を促進させるとともに、。業務アプリ作成ツールなど新たなデジタルツールの導入により、従来の業務フローの見直しによる、簡素化・効率化を図る。特に融資においては、電子稟議システムの導入により、日常業務の中で多くの職員が負担と感じている稟議作成事務の簡素化、効率化を進め、問題解決サポート活動に充てる。  業務アプリ作成ツールの活用により、点在している各部署がExcel等で作成したファイル内のデータを一元管理し、データをリンクさせ、利活用することにより、お客さまのニーズに合ったサービスの提供が可能となる。合わせて、これまでの営業活動により蓄積してきた情報を簡単に閲覧できる顧客管理アプリを作成、活用することにより、従来の営業活動と比較し、データに基づく最適な提案が出来るようになり、併せて業務の効率化につながる。  チャットボットや生成AIの導入・活用により、定型業務の自動化が進み、業務効率化が図られる。職員は創造的な業務に注力することが可能となり、生産性が向上する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「銚子信用金庫のDX戦略」 | | 公表日 | 2025年　6月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：銚子信用金庫ホームページにて公表  http://www.choshi-shinkin.co.jp/  　　　 news/2025/files/DXsenryaku.pdf  ➢ DX評価指標（13ページ目） | | 記載内容抜粋 | DX評価指標  総合的な管理指標としてDX推進指標とDX戦略の観点からKPIを設定  ①お客さま視点のDX  (ア)非対面チャネルでの情報発信回数  (イ)窓口支援システムの使用率  (ウ)お取引先企業へのデジタル支援件数  ②業務プロセスの変革  (ア)デジタル化した業務数  (イ)融資関連業務の削減時間  ③人材育成と体制整備  (ア)推奨資格(ITパスポート等)取得者数  ④総合指標  DX推進指標  (ア)DX推進指標(平均値)　※IPAの指標 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　6月　2日 | | 発信方法 | 公表方法:当金庫ホームページにおいて公表  公表場所: http://www.choshi-shinkin.co.jp/  　　　 news/2025/files/DXsenryaku.pdf  理事長が当金庫としてDX戦略策定し、取り組んでいくことを発信。  ➢「DX戦略」ごあいさつ（2ページ目） | | 発信内容 | 「DX戦略」ごあいさつ  　当金庫の主要なお取引先である中小企業においては、原材料価格の高止まりや賃金水準の上昇等に加え、人口減少・少子高齢化を背景とした慢性的な人手不足、さらにはデジタル化の進展や気候変動問題への対応など、経営課題がますます多様化・複雑化している状況にあります。  　このような状況に対応するため、当金庫はDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、多様化・複雑化するお客さまのニーズや課題に対し、表面的な支援にとどまらず、より深度ある支援を実践できるよう、体制整備に努めてまいります。あわせて当金庫職員が、「しあわせに、いきいきと働く」ことで、より価値の高いサービスの提供を行うことができる職場環境の整備にも努めてまいります。  　当金庫では営業活動上の指針として「しんきんのココロエ」を施行し、その一部に、「自分のことのようにお客さまのことを知ろう」、「お客さまにとって何が最良なのかを深く考えて行動しよう」を掲げ営業活動を行っております。  　このDX戦略を、中期経営計画「Shinking 2030 セカンド」で掲げる重点事項を達成すための重要な施策の一つと捉え、積極的に取り組むことにより、「しんきんのココロエ」に基づいた営業活動の質をさらに高め、最も身近な「ファーストアドバイザー」を目指し、地域金融機関である信用金庫としての役割を果たしてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　6月頃　～継続的に実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出。  （DX推進ポータル受付番号：202506AH00000786） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2019年3月に、「サイバーセキュリティ管理要領」の制定、および「インシデント対応組織運営要領」を策定。同時にCSIRTを設置し、  サイバーセキュリティに関する情報取集・連携、評価・対応、教育などの平常時対応、事案発生時対応などを行っている。  　CSIRT委員会とサイバーセキュリティ等管理部により、セキュリティインシデントが発生した場合を想定した訓練を実施するとともに、サイバー演習にも参加することで、実効性を高めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。